



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 タカタ株式会社  
代表者 代表取締役会長兼社長 高田 重久  
(コード番号 7312 東証第一部)  
問合せ先 経営企画本部 IR 部 部長 佐野 仁  
(TEL : 03-3582-9228)

### 米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との エアバッグインフレーターに関する市場処置拡大の合意に関するお知らせ

弊社米国子会社 TK HOLDINGS INC.（アメリカ ミシガン州）は、2015 年 5 月 18 日（米国時間）、米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との間で、お客様の安全を最優先するべく、追加的な市場処置を実施することなどを内容とする同意指令（Consent Order）に合意し、当該同意と共に不具合情報報告書（Defect Information Report）を提出いたしましたのでお知らせいたします。詳細につきましては、別紙をご参照ください。

なお、本件による当社の連結業績に与える影響につきましては、現時点で見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

2015年5月20日

## 米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との エアバッグインフレーターに関する市場処置拡大の合意について

タカタ株式会社（タカタ）の子会社である TK Holdings Inc.（TKH）は、米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との間で、お客様の安全を最優先するべく、追加的な市場処置を実施することなどを内容とする同意指令（Consent Order）に合意致しました。本合意は、一部の不具合が生じたインフレーターに関するもので、NHTSA との度重なる話し合い及びその要請を受けてなされたものです。

代表取締役会長兼社長の高田重久のコメント：

「お客様の安全確保、信頼回復へ向けて、NHTSA と今回の合意に至ることができ、一歩前進できたものと認識しております。昨年より、NHTSA 及び自動車メーカー様と共に、様々な分析や試験を重ね、お客様の安全を最優先に有効な対策の検討を重ねて参りました。今後も、NHTSA 及び自動車メーカー様と全面的に協力し、ユーザー様の安全確保を最優先にして、予防的処置を行って参る所存です。」

本合意と共に、TKH は 4 件の不具合情報報告書（DIR）を提出し、そこでは、特定の運転席側及び助手席側のインフレーターについて、NHTSA の監督のもと、自動車メーカー様による市場処置を拡大することが想定されています。DIR では、これまでの調査結果とそれに関するタカタの現在の理解が説明されており、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のバラツキ等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが規格外の強い内圧を受けて破損する可能性があるとしています。タカタは、フラウンホーファー協会等この分野で世界的に実績のある研究機関とともに、原因究明に向けた取組みを精力的に行って参りましたが、この問題は非常に複雑であり、それを評価するのに時間を要しております。これまでの分析によれば、当初部品として対象インフレーターを検証・製造するにあたって自動車メーカー様が策定した試験評価の枠内では、このような長期にわたる現象が起こりうる可能性を把握できなかったことが示唆されております。

DIR では、これまでの調査結果に基づき、製造経年数と地理的条件に基づき優先順位を付けたうえ、インフレーターの交換を進めることを定めています。提出した DIR のうち 2 通では、段階的な全米での市場処置を検討しており、年数の経つ車両を優先し、また、運転席側のインフレーターについては極度の高温多湿の環境にある車両を優先して、インフレーターの交換を順次行うことが想定されています。残り 2 通の報告書では、高温多湿の地域で一度でも登録されたことのある車両、又は、それらの地域で販売された車両に関して市場処置が行われることが想定されておりますが、今後の調査結果次第では、対象地域又は全米を対象に段階的に市場処置が拡大される可能性があります。

今回範囲を拡大することになる市場処置においては、相安定化硝酸アンモニウムを使用した運転席側インフレーターのうち旧仕様のもの製造開始から製造終了までの製品全てが対象に含まれます。これまでの市場でのインフレーター破損事案に関連するほぼ全てのインフレーターが、この市場処置の対象に含まれることとなります。

また、**Consent Order** において、TKH は、NHTSA との間で、今後も継続して規制当局の決定、方針又は調査に全面協力すること、NHTSA から要請された情報を適時に提供すること、引き続き試験結果やデータ等の情報を提供していくこと等に合意いたしました。加えて、**Consent Order** では、2015年2月20日付けのレターで制裁金の支払いを命じた民事罰（**Civil Penalty**）について、2015年5月18日以降に係る部分の支払を追求しないものとされています。

タカタは、今後も自動車メーカー様と全面的に協力して、迅速な修理の実現および改修率向上へ向けて、ユーザー様への市場処置の周知徹底やその他の施策を計画・実行して参ります。

以上